

写

教保第368号
令和3年5月24日

県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）

令和3年5月21日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、沖縄県が5月23日から6月20日までの期間に緊急事態宣言に追加適用されることになりました。それに伴い、県立学校における部活動につきましては、感染症拡大防止の観点から適用期間中の部活動については、下記のとおりとします。
また、下記内容に変更の際は、改めて通知します。

記

【全県立学校】

- 1 部活動について原則休止する。（特措法第24条第9項）
但し、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等を控えた場合に限り、必要最小限の人数にて、学校長の許可の下、行うこと。平日の活動時間は 90分以内（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）、土日休日は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とすること。
※活動時間とは、校内外問わず1日の総活動時間とする。
 - 2 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
 - 3 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
- ※ 上記記載の事項について厳守すること。
※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。
※ 各県立学校の感染レベルについては毎週発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」及び別紙1-2を確認すること。
※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【部活動を行う際の留意点】

- ※ 発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
※ 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

【別紙参照】

問合せ先	
運動部活動：県教育庁保健体育課	担当：健康体育班 城田 亮
TEL : 866-2726	FAX : 862-0472
文化部活動：県教育庁文化財課	担当：管理班 喜屋武 浩
TEL : 866-2731	FAX : 867-4350

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動実施に係る感染症対策の考え方

1 部活動を行う際の留意点

- ※ 発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
※ 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 感染拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

2 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接））が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※1つ1つの条件が発生しないように配慮することが望ましい。

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
(例)・常時、入り口や窓を開ける。
・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズ）を広く開けて換気を行う。
・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

(2) 活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」（別紙1-1、1-2）に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止等には十分に留意すること。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要的使い回しをしないこと。（例）コップ・スクイズボトルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ありません。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない状況）ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演奏等終了後はすばやくマスクを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
- マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫すること。

(5) 手洗いについて

- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
 - (例)・練習の前後や休憩時間
 - ・活動場所を移動する際
 - ・用具等を共用した場合

(6) 部室・更衣室等の利用・換気等について

- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。

(7) 部活動での登下校時の注意喚起について

- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。（例）肩を組んで歩く等。
- 終了後は、会食等をせずに、速やかな帰宅を促すこと。
- マスク着用を徹底すること。

3 大会参加についての確認事項

- (1) 陽性または濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
- (2) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者で、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。ただし、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった者は大会参加できるが、その生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、校内での部活動は参加できない。

教保第368号
令和3年5月24日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）

沖縄県教育委員会では、このたび、県立学校に対し、「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）」を通知しましたので、情報提供します。

市町村教育委員会におかれましても、引き続き、貴所管の各学校において児童生徒及び教職員の感染症対策に適切に対応し、部活動の実施について御検討くださいますようお願いします。

各教育事務所におかれましては、このことについて御承知おきいただき、必要に応じ、御助言をお願いします。

添付書類等

- ・令和3年5月24日付け教保第368号「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）」
- ・別紙「新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動実施に係る感染症対策の考え方」

【本件に関する問合せ先】
(運動部活動に関すること)
教育庁保健体育課 健康体育班
指導主事 城田 亮
電話098-866-2726
(文化部活動に関すること)
教育庁文化財課
指導主事 喜屋武 浩
電話098-866-2731